

給与支払報告書の提出について

当市の税務行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

給与支払報告書の総括表を送付いたしますので、令和3年1月1日現在、久喜市在住の従業員がいる場合には、必要事項をご記載の上、**給与支払報告書（個人別明細書1人につき2部）と併せてご提出ください。**

- ※ 独自様式の総括表を使用する場合でも、こちらの総括表を同封してください。
- ※ 総括表は、報告人員が普通徴収に該当する従業員のみの場合でも、ご提出ください。

【提出期限】令和3年2月1日（月）（消印有効）

記載要領

1. の箇所をご記載ください。（詳細は総括表の説明欄をご覧ください。）
2. 所在地、名称、電話番号等に修正がある場合は、朱書きで訂正してください。

令和3年度（2年分）給与支払報告書（総括表）【提出期限】令和3年2月1日（月）

追加 令和 3 年 1 月 15 日 提出 特別徴収義務者指定番号 987654321

訂正 久喜市長 あて

給与の支払期間 令和2年 1 月分から 12 月分まで 提出区分 年間分 退職者分

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 事業種別 製造業 月給 毎月25日

郵便番号 〒346-0022 事業種目 製造業

所在地（住所） 埼玉県久喜市下早見85番地の3 提出先市町村数 15 久喜市

（フリガナ） クキ 受給者数 120 人

名称（氏名） 久喜株式会社 報告人員 特別徴収（給与外） 10 人

代表者の職氏名印 代表取締役社長 久喜 太郎 印 普通徴収切替理由書の合計人数 3 人

経理責任者氏名 人事課長 久喜 次郎 所轄税務署 春日部 税務署

連絡者の氏名・電話番号 人事課給与 係 氏名 久喜 花子 前職分（他社分）給与を含んで年末調整をした従業員はいますか はい・いいえ

電話 0480-22-1111 内線（5555）

会計事務所等の名称・電話番号 久喜一郎税理士事務所 該当がある場合は、個人別明細書の摘要欄に前職の会社名、支払金額、社会保険料等を明記してください。

電話 0480-12-3456 内線（3333）

納入書 要 不要

※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

① 通知報告のときは「通知」、訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。
 ② 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
 ③ 「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
 ④ 「連絡者の氏名・電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
 ⑤ 「提出区分」欄は、退職者についてのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
 ⑥ 「給与支払の方法・期日」欄には、月給、連給等及び毎月20日、毎週月曜日等を記載してください。
 ⑦ 「受給者総人数」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人数を記載してください。
 ⑧ 「報告人員」欄には、提出先の市区町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を総人数で記載してください。なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

1月1日時点において給与の支払いがあった総従業員数（他市区町村含む）をご記載ください。

久喜市への報告人員のうち、普通徴収（個人納付）に該当する人数をご記載ください。
 ※普通徴収切替理由書（兼仕切書）の合計欄から転記してください。

個人別明細書の摘要欄に記載がない場合、**前職分の合算はないものと判断**します。
 《個人別明細書の記載例》
 (摘要) 前職 イチョウ久喜(株) 支払金額 2,218,556円 社会保険料 390,684円 退職日 R2.10.31

久喜市作成の納入書を使用して、金融機関の窓口等で納付する場合は、「要」を○で囲んでください。

説明欄

普通徴収切替理由書について

平成27年度から、埼玉県と県内すべての市町村では、市・県民税の給与からの特別徴収を徹底しています。これに伴い、**普通徴収切替理由書（兼仕切書）に記載されている理由に該当する場合を除いては、すべての従業員が特別徴収**となります。

そのため、普通徴収とする従業員がいる場合には、次の留意事項をご確認の上、給与支払報告書を作成いただきますようお願いいたします。

留意事項

➤ 普通徴収切替理由書（兼仕切書）の各符号に該当する人数を記載してください。

普通徴収切替理由書（兼仕切書）			
市区町村名	久喜市	指定番号	987654321
事業者名	久喜株式会社		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1人	
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	0人	
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が93万円以下)	1人	
普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	0人	
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	0人	
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	2人	
合 計		3人	

○普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
 ○符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。
 ○複数の該当理由がある従業員については、該当理由のいずれか1つに人数を記入してください。
 ○次のいずれかに該当する場合は、原則のとおり、特別徴収とさせていただきます。ご了承ください。
 (1)普通徴収切替理由書が未提出 (2)上記の理由に非該当 (3)個人別明細書の摘要欄に符号が未記載

複数の理由に該当する場合は、いずれか1つに人数をご記載ください。

普Aは、総従業員数(※)のうち、普B～Fの該当者(※)を除いた人数が2人以下の場合のみ該当します。
 ※他市区町村分を含みます。

個人別明細書の摘要欄に該当する符号をご記載ください。
 ※普Fの退職等がR3.1.1以降の場合は、当該日（予定日）を併記してください。
 《個人別明細書の記載例》
 (摘要) 普F (R3.3.31 退職予定)

総括表の「普通徴収切替理由書の合計人数」欄に転記してください。

➤ 次のいずれかに該当する場合は、原則、特別徴収となります。

- ① 普通徴収切替理由書（兼仕切書）の提出がない場合
- ② 符号（普A～F）の理由に該当しない場合
 (例：経理担当の人手不足、従業員本人の希望等)
- ③ 個人別明細書の摘要欄に該当する符号の記載がない場合

※ 令和2年度中に普通徴収となった従業員が、**復職・再雇用等により、同事業所での特別徴収を再度希望する場合には、摘要欄にその旨を記載した特別徴収分の個人別明細書と併せて、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。**

個人事業主の方へ

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方は、総括表に個人番号（12桁のマイナンバー）をご記載の上、番号・本人確認書類の写しを添付してください。

《番号・本人確認書類の例》

- ・個人番号カードの両面（表・裏）
- ・通知カード+運転免許証/パスポート等

ご注意ください

- ▶ 提出期限を過ぎて提出された場合、**6月分からの特別徴収（税額決定通知の送付）が間に合わない**ことがあります。必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 個人別明細書の記載誤り等により再度提出する場合には、**摘要欄に朱書きで「訂正分」と記載**してください。記載がない場合、税額が正しく計算されないことがあります。

租税条約の適用について

租税条約に基づき、市・県民税の免除を受ける従業員については、**個人別明細書の摘要欄に免除対象額および該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書き**の上、管轄税務署の受付印が押印された「租税条約に関する届出書」の写し（注）を、3月15日までにご提出ください。

なお、摘要欄への記載漏れ等がある場合は、市・県民税が免除できないことがありますので、必ずご記載ください。

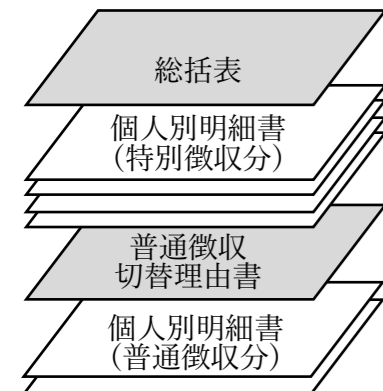
《個人別明細書の記載例》

（摘要）
免除対象額 900,000 円（日中条約 21 条該当）

（注）「租税条約に関する届出書」の写しは、管轄税務署への届出と同様、初年度だけでなく**毎年**提出が必要です。

提出方法と送付先

下図の順に束ねてご提出ください。



※ ホチキスは使用しないでください。

送付先（点線で切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください）

〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市役所 市民税課

給与支払報告書 在中

提出チェックリスト

- 総括表の「個人番号又は法人番号」欄は、漏れなく記載していますか。
⇒ 給与支払者の特定に必要な情報となるため、必ずご記載ください。
- 総括表に印字されている所在地、名称、電話番号等は正しい内容ですか。
⇒ 特別徴収税額通知等を正確に送付するため、変更がある場合は朱書きで訂正してください。
- 総括表の「報告人員」欄に記載した人数と、個人別明細書の枚数は一致していますか。
⇒ 課税漏れ等につながる場合がありますので、必ず一致させてください。
- 普通徴収とする従業員がいる場合、普通徴収切替理由書を作成の上、個人別明細書の摘要欄に該当の符号を記載していますか。
⇒ 正しい手続きがされていない場合は、原則のとおり、特別徴収となりますので、必ずご確認ください。
- 新規・中途採用で、前職分（他社分）の給与を含んで年末調整を行った従業員がいる場合、個人別明細書の摘要欄に前職の会社名、支払金額、社会保険料等を記載していますか。
⇒ 記載がない場合、前職分の合算はないものと判断しますので、必ず記載してください。
- 久喜市が作成する納入書を使用して、金融機関窓口等で納付する場合、総括表の「納入書」欄で「要」を選択していますか。
⇒ 「要」が選択されていない場合は、納入書が送付されませんので、ご注意ください。納入書を使用せず、インターネットバンキング等による電子納付を利用する場合は、「不要」を選択してください。
- 個人事業主の方は、番号および本人確認書類の写しを添付していますか。
⇒ マイナンバー制度の導入に伴い、番号および本人確認が必要となりましたので、漏れなく添付してください。
※毎年提出が必要です。
- 記載誤り等により、個人別明細書を再提出する場合、摘要欄に朱書きで「訂正分」と記載していますか。
⇒ 税額を正しく計算するため、必ず記載してください。
- 租税条約に基づく市・県民税の免除対象者がいる場合、個人別明細書の摘要欄に免除対象額および該当条項を朱書きしていますか。
⇒ 記載がない場合、免除はないものと判断しますので、必ず記載してください。

問合せ先

久喜市役所市民税課 TEL 0480-22-1111（代表） 内線 2681～2688